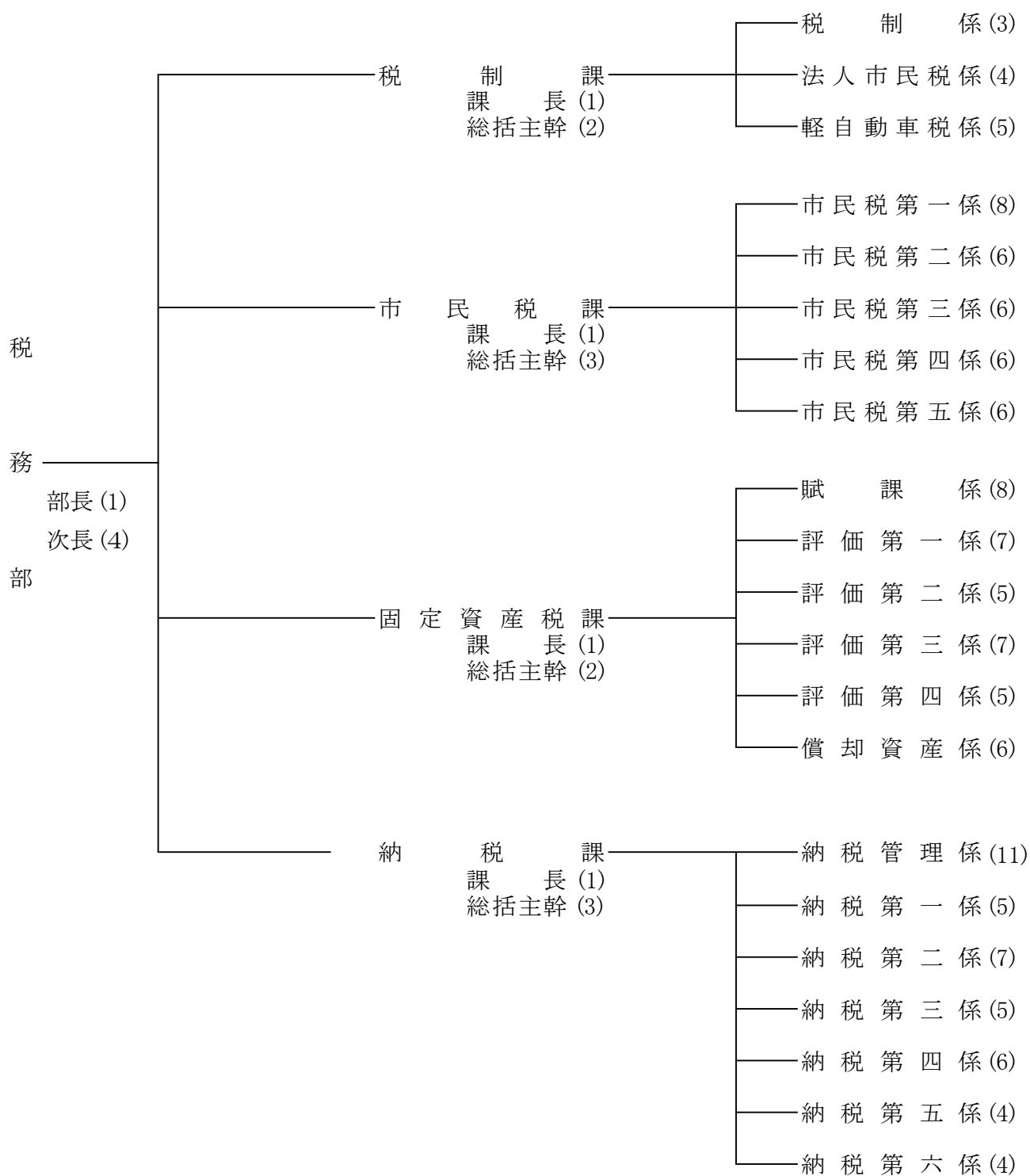


# 稅 務 機 構

1. 税務機構表

R5. 5. 1現在



兼務は下位の職とする。  
※ ( )内は人員

## 2. 税務職員配置表

R5. 5. 1 現在

所 属	部 長	次 長	課 長	総括 主幹	(主幹)	副主幹	係長	主査	主任	係員	合 計
税 務 部	1	4	4	10			21	1	28	74	143
税 制 課			1	2			3		4	5	15
税 制 係							1		2		3
法人市民税係							1		1	2	4
軽自動車税係							1		1	3	5
市民税課			1	3			5		7	20	36
市民税第一係							1		2	5	8
市民税第二係							1		1	4	6
市民税第三係							1		1	4	6
市民税第四係							1		2	3	6
市民税第五係							1		1	4	6
固定資産税課			1	2			6	1	8	23	41
賦 課 係							1	1	3	3	8
評 価 第 一 係							1		2	4	7
評 価 第 二 係							1		1	3	5
評 価 第 三 係							1			6	7
評 価 第 四 係							1		1	3	5
償 却 資 産 係							1		1	4	6
納 税 課			1	3			7		9	26	46
納 税 管 理 係							1		3	7	11
納 税 第 一 係							1		1	3	5
納 税 第 二 係							1		2	4	7
納 税 第 三 係							1		1	3	5
納 税 第 四 係							1		1	4	6
納 税 第 五 係							1		1	2	4
納 税 第 六 係							1			3	4

兼務は下位の職とする。

### 3. 税 務 事 務 分 掌

#### 税 制 課

##### 税 制 係

1. 税務関係事務に係る企画、調整及び連絡に関すること。
2. 税務関係事務に係る予算の調整に関すること。
3. 税制度の調査及び研究に関すること。
4. 税務関係事務に係る電算処理事業計画等に関すること。
5. 納税意識の啓発及び普及に関すること。
6. 行政サービスセンターの税務関係事務に係る指導、連絡調整等に関すること。
7. 固定資産評価審査委員会に関すること。
8. 市たばこ税に関すること。
9. 入湯税の賦課に関すること。
10. 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
11. 個人の府民税の払込み及び徴収委託金に関すること。
12. 納税貯蓄組合に関すること。
13. 他の課及び係の主管に属しないこと。

##### 法人市民税係

1. 法人市民税の調査及び賦課に関すること。
2. 事業所税の調査及び賦課に関すること。

##### 軽自動車税係

1. 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。
2. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識の交付、再交付、回収及び押収に関すること。
3. 大阪府軽自動車税協議会に関すること。

#### 市 民 税 課

##### 市民税第一係

1. 個人の市民税(個人の府民税を含む。以下同じ。)の調査及び賦課に関すること。
2. 他の係の主管に属しないこと。

##### 市民税第二～第五係

1. 個人の市民税の調査及び賦課に関すること。

## 固定資産税課

### 賦課係

1. 土地及び家屋に係る固定資産税(都市計画税を含む。)の賦課に関する事。
2. 他の係の主管に属しない事。

### 評価第一～第四係

1. 土地及び家屋に係る固定資産の調査及び評価に関する事。

### 償却資産係

1. 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。
2. 償却資産に係る固定資産の調査及び評価に関する事。
3. 国有資産等所在市町村交付金に関する事。

## 納税課

### 納税管理係

1. 市税(個人の府民税を含む。以下同じ。)及びこれに係る延滞金等(以下この条において「徴収金」という。)の収入整理に関する事。
2. 徴収金に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
3. 市税に係る督促状の発付に関する事。
4. 市税の口座振替に関する事。
5. 他の係の主管に属しない事。

### 納税第一係

1. 徴収金(他の係の所管に属するものを除く。次号を除き、以下この条において同じ。)の納付又は納入の督促及び徴収に関する事。
2. 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事。
3. 徴収金の滞納処分に関する事。
4. 徴収金の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。

### 納税第二～第六係

1. 徴収金の納付又は納入の督促及び徴収に関する事。
2. 徴収金の滞納処分に関する事。
3. 徴収金の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。

#### 4. 税務職員の特殊勤務手当

種類	支給区分	基準	金額	備考
滞納処分業務等従事手当	市税の滞納処分(交付要求を除く)、市税の賦課又は徴収に必要な折衝等を行うため外勤業務に従事したとき	日額	100円	※ 課長以上の職員については支給しない。

東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例  
(平成19年条例第4号)

5. 税務職員年齢別調

R5. 5. 1 現在

区 分 \ 年 齢	25才 未満	30才 未満	35才 未満	40才 未満	45才 未満	50才 未満	50才 以上	計	平均 年齢 (才)
税 制 課	1	3	4	2	2	3	0	15	34.9
市 民 税 課	9	7	9	6	1	3	1	36	31.6
固 定 資 産 税 課	8	14	6	5	6	2	0	41	31.2
納 税 課	10	12	8	4	8	2	2	46	32.7
計	28	36	27	17	17	10	3	138	32.2

6. 税務経験年数調

R5. 5. 1 現在

区 分 \ 年 数	1年 未満	3年 未満	5年 未満	10年 未満	15年 未満	20年 未満	20年 以上	計	平均 年数 (年)
税 制 課	3	2	2	4	1	1	2	15	7.3
市 民 税 課	4	9	6	11	4	1	1	36	4.9
固 定 資 産 税 課	4	13	7	7	6	3	1	41	5.8
納 税 課	6	16	10	6	4	2	2	46	5.0
計	17	40	25	28	15	7	6	138	5.5